

労働関係の法律についての基礎的な1日研修です

労働実務 総合研修

主催 愛知県下各労働基準協会 実施機関 一般社団法人 名北労働基準協会

労働基準監督署の定期監督（立入調査）では事業場の6～7割に賃金不払い残業等の法違反が発見され、雇い止め、労働条件の引き下げ等をめぐる労使の紛争、過労死、セクハラ、パワハラ等への損害賠償請求事件も急増しており、企業が大きな責任を負う労働トラブルが増加しております。

労働トラブルの防止には、労務人事・安全衛生担当者は勿論のこと、多くの義務・責任を負うライン管理者等直接労働者を使用される立場にある方にも、労働法令の知識と実務を習得いただくことが不可欠です。

そこで、愛知県下の各労働基準協会では、労働者を使用される立場にある方等に最低限必要となる、関係法令とトラブル防止の基礎知識を学んでいただく「労働実務総合研修」を開催いたします。

ぜひともご参加いただきますようご案内申し上げます。



大半のライン管理者は労働法令をご存知ありません

日程	内容	講師(一般社団法人 名北労働基準協会)	時間	会場
平成28年 4月13日(水)	労働基準法 の実務のポイント	専務理事・事務局長 特定社会保険労務士 市之瀬 高 司	午前9時30分 午後4時30分	一般社団法人 名北労働基準協会 3階 一大会議室 名古屋市北区清水1-13-1
6月15日(水)	労働安全衛生法 の実務のポイント	副会長 池 戸 宏 光		
8月31日(水)	労災・雇用保険法 の実務のポイント	ホワイト企業推進本部長 (元労働保険事務組合 課長) 石 田 和 彦		
10月12日(水) 12月 7日(水)	労使トラブル防止 の実務のポイント	特別顧問 石 田 幹 夫		
平成29年 2月 3日(水)				

- 対 象**
- ・ 新任の労務人事・安全衛生担当者等の方
 - ・ 各部署の部長、課長等のライン管理者、営業所長、工場長など直接労働者を使用される立場にある方

ライン管理者等直接労働者を使用される立場にある方も、労働時間管理・業務命令の発出等を行う場合は、その権限の範囲では労働基準法上の使用者となり重い義務・責任を負い、経営者が違法行為を黙認、是正しない場合は、その責任は経営者、企業本体にも及びます。



スライド等を使用しわかりやすく説明します

テキスト 「労務管理の早分かり」 労働関係法令の概要から、届出書類の一覧表、記載例届出用紙等を収録した、今後の労務管理・安全衛生管理の参考となるテキストです。

会 費 会員 9,250円 非会員 12,340円 ※テキスト代、昼食代、消費税を含む

修了証 受講修了者に「修了証」を交付いたします。

申込要領 申込書を予めファックスのうえ、開催日の14日前までに会費を銀行振込ください。また、受講票は開催日の7日前までにお送りいたします。

一般社団法人 名北労働基準協会 総合受付 〒462-8575 名古屋市北区清水1-13-1

電話 (052) 961-1666 FAX (052) 962-1670

振込先 三菱東京UFJ銀行 黒川支店 普通預金 No.2036133

一般社団法人 名北労働基準協会

会場略図



公共交通機関

- 「名鉄」清水駅徒歩4分、東大手駅徒歩5分
- 「地下鉄」市役所駅①番出口徒歩12分
- 「バス」市バス・名鉄バス清水口より徒歩5分

※会場には受講者専用駐車場がありません。

公共交通機関でお越しください。

車にてお越しの場合は、充分時間を見ていただいたうえで、有料駐車場を各自の責任・負担でご利用ください。

下記の出席申込書でご提供いただいた個人情報は、今回お申し込みいただいた研修の参加者資料として使用し、受講者の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

労働実務 総合研修 申込書 (コピー可)

会員番号※						平成	年	月	日
事業場名						TEL	()	-	
						FAX	()	-	
事業内容						労働者数	人		
所在地	〒								
ご出席者	氏名			所属部署・職名		受講日			
	(フリガナ)					平成28年 4月13日・6月15日 8月31日・10月12日・12月7日 平成29年 2月3日 (全水曜)			
	男・女								
ご出席者	(フリガナ)					平成28年 4月13日・6月15日 8月31日・10月12日・12月7日 平成29年 2月3日 (全水曜)			
	男・女								
会費支払時期	月	日	銀行支払	受講票送付先	受講者・担当者 (部署名		様)		

※会員番号 郵送にてご案内の場合は、ご送付した封筒表面の番号をご記入ください。